

議案第 9 号

清水町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 1 2 日提出

清水町長 辻 康 裕

清水町まち・ひと・しごと創生基金条例

(設置)

第1条 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の費用に充てるため、清水町まち・ひと・しごと創生基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、予算の定めるところにより積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用等)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する費用の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。